## 備品管理の不備

| 対象受検機関 | 検出事項                                     |                          |            |    | 是正を求める事項  |   |
|--------|--|--------------------------|------------|----|---|---|
| 市岡高等学校 | 備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。 |                          |            |    | 検出事項について、原因を確認し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |   |
|        | 品種                                       | 品目 商品名                   | 当初受入年月日    | 数量 | 金額  | 【大阪府財務規則】<br>(物品の出納の通知及び帳簿の記載)<br>第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員<br>に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。<br>2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出し<br>の事実を記載しなければならない。<br>一 備品出納簿(様式第39号) |
|        | 機械器具類                                    | 機械類<br>研磨機               | 昭和48年9月5日  | 1  | 115,000円  |   |
|        | 家具什器類                                    | その他器具類<br>DVD ビデオデ<br>ッキ | 昭和63年11月1日 | 1  | 158,000円  |   |
|        |  |                          |            |    |   | j   |

## 措置の内容

現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。このため、廃棄済みである当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、関係職員で備品の適正管理について複数で確認することによりチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年11月27日)